

〈研究論文〉

大陸国家アメリカの領土拡張主義
——アジア・太平洋国家への道——

高 杉 忠 明

The Territorial Expansion of the United
States: Toward an Asian Pacific Power

TAKASUGI Tadaaki

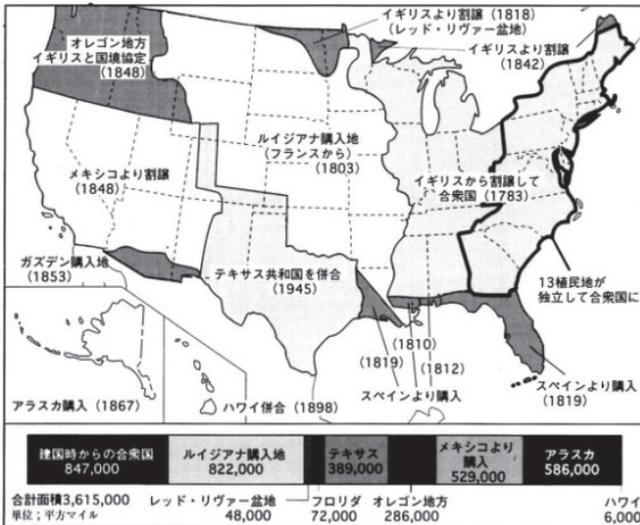
The United States won independence from Britain with the signing of the Paris Peace Treaty in 1783 and doubled its territory. The United States at that time, however, was a federation consisting of 13 sovereign nations with a population of only 3.13 million people. It was still a weak state with no powerful central government or regular Army with no established financial foundation. There were also frequent land disputes with indigenous tribes in the newly acquired land, and tensions with the UK, Spain and France continued. In 1789, the United States began a new history as a federal state and in the mid-19th century it occupied Louisiana, Florida, Texas, Oregon, and California becoming a “land power” as well as a power that is “from sea to shining sea.” This paper describes how the United States expanded its territory towards the west of the United States from its colonial period until the 1830s in the context of the world history and international politics. This article therefore discusses the movement not from the traditional perspective of the unilineal history of one nation, but with a focus on philosophies and interests that promoted the Westward Movement in the context of the world history. What was the US federal government policy that supported it? What was the relationship between its territorial expansion and the international environment? The author would also like to examine the contradiction between the idea of the territorial expansion and the reality focusing on the period from the colonial to the 1840s.

キーワード：1783年パリ講和条約、第2次米英戦争、モンロー主義、
インディアン強制移住法、明白なる運命

はじめに

1775年4月に始まったアメリカ独立戦争は1783年のパリ講和条約の締結をもって正式に終結した。本条約でアメリカはイギリスから独立を勝ち取り、アパラチア山脈からミシシッピ川に至る広大な土地を獲得して領土を一気に倍増させた。しかし1783年当時のアメリカは人口313万人(Princeton Economics International, 2019)、強力な中央政府や正規軍を持たず、国家の財政基盤も確立していない弱小国家だった。新たな領土に居住する先住民諸部族と連合政府との間には土地の所有権を巡って紛争が多発し、独立後も北米大陸に居座るイギリス軍が先住民諸部族と協力してアメリカの安全を脅かしていた。フロリダやミシシッピ川以西の地には、依然としてスペインの植民地が存在し、フレンチ・インディアン戦争で敗北して一掃されたフランスも北米大陸への復帰を目論んでいた。1789年にアメリカ合衆国は連邦国家として新たな歴史を歩み始めるが、国内外に存在する脅威や不安定要因と向き合いながら、合衆国の指導者たちは強力な国家

図1: アメリカの領土拡大



出典: 川島ほか「明白な運命」と領土拡大より (1999: 60)

建設に専念した。その後アメリカは19世紀初頭にルイジアナとフロリダを買収し、1830年代以降は、「明白なる運命」という論理の下にテキサス、オレゴン、カリフォルニアを領有する「大陸国家」、同時に大西洋と太平洋にまたがる「両洋国家」へと発展をとげた。

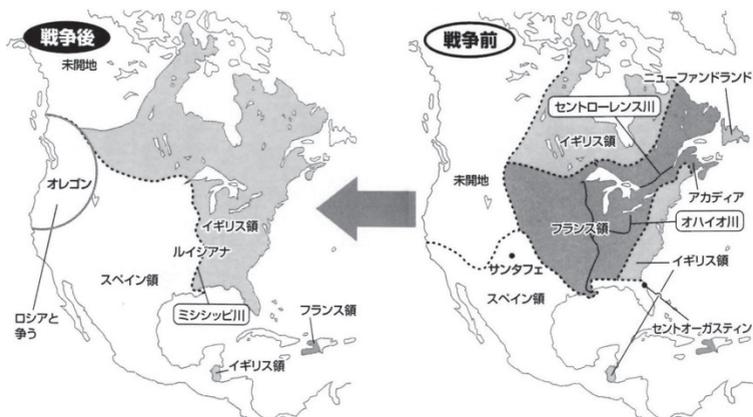
建国から19世紀までの時期、合衆国はヨーロッパ列強からの脅威を感じつつも、大西洋という「無償の安全保障」を享受しつつ、孤立主義を掲げ、ひたすら国内の西部開拓と経済開発に邁進し、大陸国家へと発展を遂げたという「フロンティア学説」に基づく単線的かつ一国史モデルによって同国の歴史は説明されてきた。しかしこの時期の合衆国の歴史はこのアプローチだけでは説明がつかず、近年では大西洋を介した北米、南米、カリブ海、ヨーロッパなどの相互連関の文脈、すなわち大西洋を中心とした海洋ネットワークの中で説明されるようになった。

本稿は建国期以降の合衆国の西方に向けた領土拡張の歴史を考察するもので、特に合衆国の「西漸運動」(the Westward Movement)に着目して考察する。この運動を大西洋ネットワークの文脈に位置づけ、合衆国の領土的拡張がいかなる要因によって生み出されたのか？西漸運動を推進した理念や利害はどのようなものであったのか？それを支えた合衆国連邦政府の政策はいかなるものだったのか？領土的拡張と国際環境との関係はいかなるものだったのか？そして領土拡張の理念と現実の矛盾について、建国から1830年代までの時期に焦点を絞り考察したい。

1.1. フレンチ・インディアン戦争とアメリカ独立戦争

17世紀、英仏両国は立憲王政と絶対王政という違いはあったものの、共に自国産業の保護と重商主義政策の下で植民地獲得に乗り出した。1756年にヨーロッパで勃発した7年戦争に連動し、北米大陸では「イギリス正規軍と植民地軍」対「フランス・先住民諸部族連合軍」という対立図式の中でフレンチ・インディアン戦争が勃発した。この戦いでフランスに勝利したイギリスは、1763年のパリ条約で仏領カナダとミシシッピ川以東の広大な土地(ルイジアナ)を獲得した。その結果、フランスは北米大陸の全植民地を失い、イギリスの北米大陸における覇権体制(第一帝国)が確立した。

図2: フレンチ・インディアン戦争前後の領土の変化



出典: 池田、松本 (2009: 40-41)

またイギリスはこの条約でスペインからフロリダや西インド諸島の一部も獲得した。

当時イギリスの植民地だったアメリカでは人口が急増していた事もあり、イギリスがフランスから得た土地には植民地人が次々と進出していった。彼らは貧しく、土地購入資金を持っていない場合が殆どで、許可なく西方に進出する事もあった。こうした人口移動は、西方地域に住む先住民諸部族との間で土地の所有を巡る紛争を引き起こした。これに対し、イギリス本国政府は国王宣言を発し、アレゲニー山脈以西への植民地人の入植を禁止したが、内陸部での新たな耕作地を希望する農民や土地投機に関心を抱くプランターらは、本国政府の政策に強い不満を抱くようになった。またフレンチ・インディアン戦争遂行にあたり、多額の国債発行による戦費調達を行った本国政府は、戦争に勝利を収めたものの巨額の負債を抱え込んだ。加えてフランスから得た領土には親仏的な先住民部族が多数居住していたため、イギリス本国政府は正規軍を常駐させるなど多額の負担に苦しんだ。そして本国政府は、植民地経営の負担を軽減させる為、その負担を植民地に肩代わりさせる政策を取るようになった。砂糖法、印紙法、

宿営法、タウンゼント法、茶法など一連の法令が発せられ、植民地側に重税が課された。当時の植民地支配層にはロックやモンテスキューの社会契約・啓蒙思想が伝わっていた事もあり、彼らは本国による一方的な課税を自治権の侵害とみなし強く反発、「代表なくして課税なし」の論理に基づき本国製品の不買運動や納税拒否で抵抗した。1770年3月、抗議活動を続けるボストン市民を本国軍が射殺するボストン虐殺事件が発生し緊張が走った。そして73年の茶税法の制定を機に、ボストン茶会事件が勃発し、対立はさらにエスカレートした。こうした状況下、各植民地の代表がフィラデルフィアに集結し、第1回大陸会議を開催した。会議参加者たちは、パリ講和条約締結以降に本国が課した課税など一連の植民地政策を不当なものとし、国王ジョージ3世への忠誠を示しつつも、植民地の自治を確保すべく、必要ならば武力行使をも辞さない事を確認し合った。両者の間で緊張が高まる中、75年4月ボストン郊外のレキシントン・コンコードで本国軍と植民地側の間で武力衝突が発生し、これを機に7年にわたるアメリカ独立戦争が始まった。

翌75年5月、植民地側は第2回大陸会議を開催し、G・ワシントンを総司令官に指名し、植民地軍を発足させた。しかし一方で、植民地側はまだ独立の意志を明確にせず、対話を通じた関係修復を期待した。これに対し国王ジョージ3世は植民地側の行為を反乱と宣言した為、和解の可能性は完全に絶たれた。こうした事態を受け、76年7月4日、大陸会議は「独立宣言」を発して、イギリス本国の植民地政策の不当を指摘し、植民地人の権利を明らかにし、独立に向ける行動の正当性を明らかにした。

われわれは、自明の理として、すべての人は平等に造られ、創造主によって、一定の譲り渡すことのできない権利をあたえられており、その権利のなかには生命、自由、幸福の追求が含まれている。またこれらの権利を確保するために、人びとの間に政府を作り、その政府には被治者の合意の下で正当な権力が授けられる。そしていかなる政府といえどもその目的を踏みにじるときには、政府を改廃して新たな政府を設立し、人民の安全と幸福を実現するのにもっともふさわしい原理

にもとづいて政府の依ってたつ基盤を作り直し、また最もふさわしい形に権力のありかを作り変えるのは、人民の権利である。(大下他、1989: 35)

この宣言には、建国の父たちの独立に向ける強い思いが表れていた。彼らは、全ての人が自由を含む基本的権利を平等に持つこと、つまり本国人と植民地人は権利において平等であり、植民地人が差別されることは不当であると主張した。そして自らが目指す新しい国家の基礎は、神によって与えられた人権と被治者の同意による統治という原則に置かれ、その原則はアメリカ固有のものでなく、人類普遍の原則であると信じていた。この宣言から、アメリカは将来において共和主義を北米大陸のみならず世界に拡大させる使命に依拠した外交を展開する可能性を示唆していた事が読み取れる。

軍事力に劣る植民地側はその後の戦いで苦戦を強いられたが、77年のサラトガの戦いで勝利し、戦局は一変した。フレンチ・インディアン戦争でイギリスに敗北し、北米大陸から駆逐されたフランスはこの機を捉え、植民地アメリカの独立を承認し、友好条約と同盟条約を締結した。オランダもそれに倣いアメリカの独立を承認し、スペインはフランスと共にイギリスに宣戦布告をした。この結果アメリカを取り巻く国際関係は劇的に好転した。

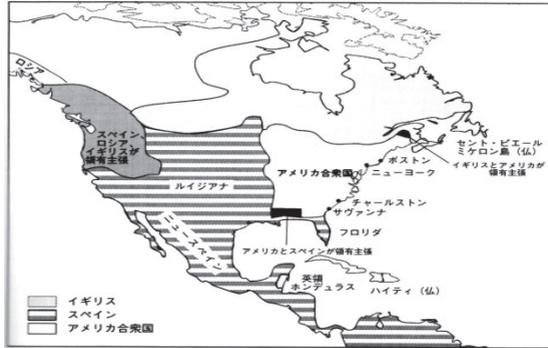
こうした状況下、1781年に大陸会議で連合規約が発効し、主権を有する13の共和国から成る連合国家アメリカ合衆国が誕生した。しかし戦争の長期化に伴い、国家の財政基盤の弱さが露呈し、中央政府に課税権や輸入税徴収権を付与すべきであるとの声が高まった。

1.2. 1783年パリ講和条約と西方への領土拡大

開戦後6年経過した81年10月、米仏連合軍はヨークタウンの戦いでイギリス軍を海上封鎖して降伏に追い込み、独立戦争は実質的に終了した。83年9月にパリで講和会議が開催され、イギリスは植民地アメリカの独立を承認した。さらに①五大湖以南で、アパラチア山脈を越えミシシッピ川

大陸国家アメリカの領土拡張主義

図 3: パリ条約による国土確定



出典: 川島ほか (1999: 39)

に至る広大な土地（ミシシッピ川以東のルイジアナ＝北西部）を合衆国に譲渡し、②英領カナダと合衆国の国境線をオンタリオ湖からスペリオール湖までの4つの湖の中心に設定し、さらに南側国境をジョージア南境および北緯31度線に設定するという、アメリカにとって有利な条件で講和に応じた。その理由は、当時産業革命が進展し、経済が活況を呈していたイギリスにとって、独立後のアメリカをフランスから引き離し、自国の有益な海外市場そして綿花等の原料供給地に成長させたいと考えていたからである。またフランスと共に独立戦争に参戦したスペインは、イギリスからフロリダを獲得し、7年戦争でイギリスに奪われたフロリダを取り戻す事ができた。しかしスペイン領フロリダは後に合衆国に併合される事になる。

1.3. 公有地条例と北西部条例

1783年のパリ講和条約で合衆国がイギリスから獲得した領土（オハイオ川と五大湖とミシシッピ川に囲まれた地域＝北西部）は、いったん連合政府が保有し、直接管理する領土（公有地）となった。そして1785年に、この公有地をどのように民間に売却するのかを定めた公有地条例が制定された。

同条例では、入植に先立ち測量士が測量を行い、公有地を6マイル平方

の正方形のタウンシップ(約9.6 km×9.6 km)に分割し、さらにそれを1マイル平方(約1.6 km×1.6 km)=640 エーカーの36区に再分割し、その中心部にある1区画を公立学校等の公共施設用地として、4区画を政府用地として確保し、残りを私有地として民間に1エーカー1ドルで売却する事になった。この売却方式は、19世紀にアメリカ領となったルイジアナ、テキサス、カリフォルニアを含む西部全域にも適用された。その後、西部入植者の数は激増し、西部人口は急速に増加した。建国後初めて人口調査が実施された1790年の合衆国の総人口は約393万人(Princeton Economics International, 2019)だったが、その後、1840年までに「450万人の人々がアパラチア山脈を越え西へと移住した。」(和田編著、2014: 95) 1800年にはアパラチア山脈以西の人口は39万人(国民全体の7%)にすぎなかったが、1820年には242万人(国民全体の25%)へと急成長している(貴堂、2019: 8)。

この結果独立戦争の長期化で戦費が増え続け財政窮乏に苦しんでいた連合政府にとって公有地売却で得た収入は関税収入と共に連邦政府の重要な財源となった。

さらに連合会議は87年に北西部条令を制定し、この地域に将来どのような統治システムを導入するのかという問題について方針を示した。この条例の冒頭において、新たに獲得した北西部地域の領有権を主張していたマサチューセッツ等いくつかの州の主張を取り下げさせ、この地域を連邦政府の直接管理下に置く事が明示された。そして北西部地域にテリトリーという制度を設け、このテリトリーへの入植者が増大し自由な成人男子が5千人に達した時、准州を設置し、人口(男女の合計)が6万人に達し、共和的な州憲法を制定して連邦への加入申請を行うと、既存の州(state)と同等の資格を持つ、新たな州として連邦への加入が認められる事になった。そして、新たに成立した州では奴隷制を禁止する事が明記された。この方式は公有地条例と同様、その後アメリカが獲得した全領土に原則として適用された。しかし一方で、西部地域に大量に入植するアメリカ白人と、その地に先祖代々居住していた先住民諸部族との間で土地の所有を巡って対立と抗争が繰り返される事になる。

1.4. 先住民諸部族との対立と抗争——北西部インディアン戦争

北西部条例第3条には「先住民諸部族に対しては常に最高の信義を守らねばならない。彼らの土地および財産を、彼らの同意なしに収奪してはならない」と明記されている。(大下他、1989: 44)しかし、この地に多くのアメリカ白人が入植すると、両者の間で土地を巡る紛争が多発した。当初連合会議は各部族に使節団を派遣して交渉を進め、条約による土地境界線の確定と、先住民から土地を購入する方式を導入して紛争回避に努めた。しかし、アメリカ白人の先住民の土地に対する侵犯行為が続発し、対立は激化した。連合政府は合衆国が得た土地は「征服の権利」によって自国領土になったものと主張し、独立戦争時にイギリスに味方した先住民諸部族に強硬な態度で望むようになった。連合政府の後押しを得て、白人入植者らも彼らに土地の明け渡しを要求した。こうした行為は「入植者植民地主義」と呼ばれる。

そもそも先住民諸部族は1783年のパリ講和会議に参加しておらず、自分達が合衆国との戦争に敗北したとは考えていなかった。また講和会議でイギリスが彼らの土地を無断で合衆国に譲渡した事は全く受け入れられなかった。一方、アメリカの白人達は、先住民諸部族が独立戦争時にイギリスに味方して戦った事で彼らに対する敵意を一層強め、彼らへの攻撃を正当化する風潮が広がった。先住民諸部族は、アメリカ側の「領土侵犯」に反発し、オハイオ川以北の土地と自らの独立を守るためアメリカに戦いを挑んだ。しかし、パリ講和会議以降イギリスという後ろ盾を失ったため、彼らは土地明け渡し要求に屈するか、部族の命運をかけて抵抗するか、いずれかの道を進む事になった。

1785から95年の時期、北西部に居住する先住民部族とアメリカ人との間で戦争が頻発した。ショーニー族のブルージャケットやマイアミ族のリトルタートルがインディアン同盟を結んで激しく抵抗し、連邦軍は劣勢に立たされることもあった。しかし1794年にワシントン政権は大規模な兵力を投入し、フォールン・ティンバースの戦いで彼らを撃破してから情勢は大きく変わった。そして翌95年、連邦政府は先住民部族連合とグリーンヴィル条約を締結し、その結果、現在のオハイオ州の殆どが合衆国の領土

となった。その後、両者の対立は小康状態を保ったが、1811年に戦闘は再開した。

1.5. ヨーロッパの国際政治と合衆国の対応——孤立主義の萌芽

1787年9月、連合規約に代えて合衆国憲法が制定され、1789年3月にはG・ワシントンが初代大統領に就任し、アメリカは連邦国家として新たな一歩を歩み始める。独立戦争に勝利し、独立と領土拡大を勝ち取ったものの、合衆国はいまだ国家権力の基盤が脆弱で、人口もわずか393万人(Princeton Economics International, 2019)の新興独立国であった。国内では戦争債務の返還をめぐる南北両セクション間の対立、財政政策や合衆国銀行設立をめぐる連邦派と共和派の対立など様々な問題を抱えていた。また先住民諸部族との領土紛争に加え、1793年から始まったフランス革命干渉戦争への対応を巡り、国内で意見の対立が表面化し、合衆国は試練の時を迎えた。

アメリカが連邦国家として出発した3ヶ月後の1789年7月、パリの民衆によるバスティーユ牢獄襲撃事件が発生し、それはやがてフランス革命へと発展していった。93年にはフランス革命が急進化してルイ16世が処刑されると、フランスの大国化を恐れるイギリスは、革命の波及拡大を恐れるオーストリア、プロイセン、スペイン、オランダと共に第1次対仏大同盟を結成した。以降1815年のウィーン会議に至るまで、数度にわたり対仏同盟が結成され、フランス革命勢力ならびにナポレオン統治下のフランスとの間で断続的に戦争が行われた。

1793年の第1次対仏大同盟結成後、アメリカ国内ではヨーロッパの問題にどのように対処すべきなのかという問題をめぐり対立が表面化した。すなわち、独立戦争で同盟を結び、共和制の理念を共有するフランスとの関係を重視する「親仏派」と、アメリカの最大の貿易相手国であり、最強の海軍力を有するイギリスとの関係を重視する「親英派」との間で「党派対立」が表面化したのである。こうした状況下、G・ワシントン大統領は、1793年4月、戦争への中立的立場を表明し、アメリカはヨーロッパの国際政治と一線を画する方針を明らかにした。

しかし、英仏が実施する海上封鎖によって中立国アメリカの通商は大きな被害を受けた。特にイギリス海軍は「250隻以上のアメリカ船を拿捕」し(有賀ほか、1994: 222-223)、アメリカ人乗組員を強制徴用するなどしてアメリカ国民を不安に陥れ、合衆国の国益を損ねた。こうした状況下、ワシントン政権はジェファソンら「親仏派」の反対を押し切り、1794年11月にイギリスとジェイ条約を締結し、イギリスから通商上の最恵国待遇を獲得し、北西部に居残るイギリス軍の国外退去の実現に成功した。しかしアメリカ船舶の乗組員への強制徴用を停止させる事ができなかったため、国内でこの条約は不評だった。とはいうものの、ジェイ条約締結によって、その後10年間、英米関係は安定した関係を維持できた。両国間の安定した関係を梃子に、合衆国は1795年10月にスペインとピンクニー条約を締結し、懸案だったスペイン領フロリダと合衆国の国境線を確定させ、同時にアメリカ船のミシシッピ川における自由航行権の確保に成功した。このようにアメリカは、イギリスとスペインとの関係を安定化させる事で、外交上の懸案事項を払拭し、ヨーロッパ列強が北米大陸に関与しにくい状態を創り出す事に成功した。その結果、合衆国は西方への領土拡張と大量の移住を可能にする素地を得る事ができたのである。

1.6. 離任演説と孤立主義政策の実施

1796年9月、G・ワシントンは大統領離任演説の中で「党派対立」が合衆国全体の連帯を弱め、外国勢力の介入を招く危険性について警告を発すると共に、ヨーロッパ列強との恒久的同盟関係の構築を否定し、中立に徹する必要性を強調する演説を行った。権謀術数に満ちた旧世界(ヨーロッパ)の問題にアメリカは関与すべきでなく、一定の距離をおいて対応すべしという方針は、当時のアメリカの国力に見合う、合理的かつ妥当な選択であったといえよう。この外交上の基本原則は、党派を超えて歴代政権に継承され、「孤立主義」としてアメリカ外交の基本方針となり、1823年のモンロー宣言で正式に基本原則として確立されることになる。

アメリカは自国の安全を無償で保障する大西洋の存在と、ヨーロッパ列強間の勢力均衡によって成立したウィーン体制下で、西部への領土拡張を

積極的に進められるようになった。自国の安全が確保されるにつれ、アメリカは独立宣言にあるような、神が与えたもうた一定の奪いがたい権利(生命、自由、幸福の追求)や、それを保障する共和政やデモクラシーを北米大陸全体に伝播させる事に思いを馳せるようになる。

19世紀前半のアメリカは西方に向かって急速に領土を拡大し、ルイジアナやフロリダ、テキサス、オレゴン、カリフォルニアを併合して行くが、この地に「自由の帝国」(an empire for liberty)、すなわち国王や皇帝のいない共和政を実現させる可能性を確信するようになった。この時期以降、合衆国は西方への領土的拡張と共和政や民主政の実現を結合させ「普遍的な理念の擁護者」としての自覚を深めていった。その可能性を実現させるきっかけとなったのは、ルイジアナ購入であった。以下にそのプロセスを検討してみよう。

2.1. ルイジアナ購入(1803年)と領土拡張

ルイジアナは、かつて北米大陸のフランス植民地ヌーベル・フランスの一部であった。フランス人ロベール＝カブリエ・ド・ラ・サールは国王ルイ14世の命を受け、カナダからメキシコ湾に至るミシシッピ川流域を探查し、1682年4月以降フランスはこの地の領有権を主張するようになった。しかし上述のように、フレンチ・インディアン戦争でフランスはイギリスに敗北し、パリ条約でミシシッピ川以東の地をイギリスに委譲し、ミシシッピ以西の地をフロリダと引き換えにスペインに割譲した。広大な地域を得たスペインだったが、その統治にかかる経費が自国財政を圧迫し、さらにはこの地域に入植するアメリカ人との衝突にも苦しめられた。最終的にスペインはミシシッピ川以東のルイジアナを手放す事を決断し、秘密裏にフランスのナポレオンと交渉を開始した。1800年10月にサン・イルデフォンソの密約が締結され、その結果、ミシシッピ川以西のカナダ国境に至る地域(ルイジアナ)がフランス領となった。

それを知った時の大統領ジェファソンは、ナポレオンがルイジアナでフランス帝国の再建を画策しているのではないかと危機感を募らせた。またルイジアナの中心都市ニューオーリンズはミシシッピ川河口に位置し、メキ

シコ湾に面する交易の中心地で、西部や南部向けの物資移送に使われる重要な場所だった。それまでスペインはミシシッピ川の航行権やニューオーリンズ港の使用を合衆国に認めていたが、この地がフランスへ委譲された後もそれらを継続して使用できるかどうか、ジェファソンは不安を募らせていた。そこでジェファソンは、1802年にフランスに特使を送り、ニューオーリンズの買収について交渉にあたらせた。

ところが事態は予想外の展開をみせる。ナポレオンは、ニューオーリンズだけでなく、ルイジアナ全体の売却を提案してきたのである。1799年11月のブリュメールのクーデターで独裁的権力を掌握したナポレオンは、カリブ海に浮かぶ仏領サン・ドマング植民地（現在のハイチ）を砂糖生産に特化させ、そこで必要な穀物をルイジアナから運んで補完するという、メキシコ湾をまたぐ広大なフランス帝国再建の夢を抱いていた。しかし、フランス革命の影響を受けたサン・ドマングでは、1791年に黒人奴隷の反乱が発生し、それを機にハイチ革命が勃発し、1804年には世界史上初の黒人共和国ハイチが誕生した。こうした状況下、ナポレオンはもしサン・ドマングを失えば、ルイジアナを領有し続ける意味が無くなると考え、ニューオーリンズを含めてルイジアナ全体を1500万ドルで合衆国に売却する提案を行った。また丁度この時期、ヨーロッパでは第2回対仏大同盟の下で対フランス包囲網が形成されたため、ナポレオンは戦費を調達すべく上記のような破格の安値でルイジアナ売却を提案したのである。

1803年、ジェファソンはこの提案を受諾し、ミシシッピ川以西の広大な土地ルイジアナの購入に踏み切った。翌年5月、この地域の開拓の可能性を探るため、ジェファソンはM・ルイスとW・クラークにルイジアナ探検を命じた。探検隊は3年かけて太平洋への到達ルートを発見し、西部開拓に必要な基礎情報を大統領に進言した。これにより西漸運動の流れに弾みがつき、西部開拓に拍車がかかった。広大なルイジアナの購入は、①ナポレオンの北米大陸における帝国再建の野望を封じ込め、合衆国の安全に対する脅威を軽減し、獲得した地域への入植を加速化させた。また②合衆国は、その後50年間にルイジアナの西方に隣接するオレゴンやカリフォルニアを併合し、自国領土を太平洋岸にまで拡大させる足がかりを獲得し

た。さらに③ジェファソンの「自由のための帝国」の建設、すなわち白人農民からなる農業共和国としての合衆国を北米大陸に拡大・発展させていく可能性を現実のものにしたのである。

2.2. 先住民諸部族政策の変容——「文明化」から「駆逐と排除の政策」へ

ルイジアナ購入を機に合衆国の先住民諸部族政策は大きく変化した。ルイジアナ購入以前、ジェファソンは、先住民諸部族に「農耕と家畜飼育を教えて文明化すれば、彼らはより狭い土地で生活できるようになり、その分より多くの土地を白人の側に譲渡させることができる」と考えていた。(有賀ほか、1994: 319)しかし、ルイジアナ購入を機にジェファソンは、ミシシッピ川以東に住む先住民を「文明化」させるのではなく、ミシシッピ川以西のルイジアナに代替地を与え、そこに彼らを移住させる方が得策だと考えるようになった。そして、「その移住構想を連邦政府の正式な政策として採用し、文明化から駆逐と排除の政策へと方向転換させたのがモンロー政権であった。」(有賀ほか、1994: 319)さらに1828年に誕生したA・ジャクソン政権は、この「駆逐・排除の政策」を「強制的に実施する」段階へと引き上げていったのである。

ジェファソン大統領は、ルイジアナ領地法(1804年制定)の中に、先住民諸部族の所有地をミシシッピ川以東から以西へと変更させる条項を挿入させ、この地域への移住を押し進めた。ジェファソン、マディソン両政権時代に「インディアナ準州知事を務めたH・ハリソンは、在職中、強引な手法を用いて現在のインディアナ州とイリノイ州の大部分を破格の安い価格(1エーカー=1セント)で先住民から購入」し、彼らの反発を買った。(有賀ほか、1994: 246)ハリソンは1809年に先住民諸部族とフォート・ウェイン条約を結び、広大な土地を購入した。こうした情勢下、北西部における白人の行動に徹底抗戦したのが、ショーニー族の指導者テカムセであった。

1811年、テカムセは、南部のチェロキー、チョクトー、クリーク、サック等の諸部族と先住民諸部族連合を結成し、イギリス軍の支援も得て合衆国との戦争に突入した。その結果、北西部における連邦軍と先住民諸部族

連合の戦いは、1812年以降第2次米英戦争の一部に組み込まれる事になった。テカムセはこの状況をチャンスと捉え、イギリス軍と協力してデトロイト砦を攻撃し、アメリカ軍を降伏させた。しかし1813年秋のテムズ川の戦いでテカムセは戦死した。彼と共に戦ったクリーク族も居住地ジョージア、テネシー、ミシシッピ州で蜂起し、クリーク戦争を展開したが、A・ジャクソン軍に制圧され、彼らの土地は合衆国に割譲された。テカムセの死により彼が結成した先住民諸部族連合は崩壊し、この戦いを勝利に導いたハリソンは名声を得て後に第9代大統領に就任する事になった。

2.3. 第2次米英戦争(1812年戦争)とアメリカの領土拡張

ヨーロッパでは1805年に第3回対仏大同盟が結成され、イギリスはロシア、オーストリアと共にナポレオン戦争を再開した。ヨーロッパの権力政治に関与すべきでないという孤立主義に立ち戻り、合衆国は中立を宣言した。しかし、英仏両国はアメリカ商船を拿捕するなどして多大な損害を与えた。特にイギリス海軍はアメリカ船への通商妨害、船舶拿捕、公海上でのアメリカ人船員の強制徴用を行い、アメリカの国益や市民の命を危険に晒した。ちなみに「イギリス海軍は戦争が終わる1815年までに、アメリカ商船の乗組員約1万人を拿捕し投獄した。」(紀平、亀井、1998: 38)。さらにイギリスは、西部地域で土地の領有権を巡って合衆国と対立する先住民諸部族を支援・扇動し始めたため、英米関係は対立へとエスカレートしていった。

緊張が高まる中、ヨーロッパにおけるフランスとの戦争を優先したいイギリスは、合衆国との関係改善を模索し始めた。しかし、アメリカ国内には英領カナダへの進出を希望する西部開拓農民や、イギリスとの戦争に乗じてフロリダへの領土拡張を図る南部若手開戦派議員が発言力を強めていった。開戦派の多くは、イギリスやスペインがヨーロッパでの戦争(ナポレオン戦争)にかかり切りとなり、北米大陸へ介入する余裕がなくなった時、それに乗じてイギリスと戦争を行い、最終的にイギリスを含むヨーロッパ勢力を北米大陸から一掃したいと考えていた。またイギリスと戦争をする事で、イギリスの先住民への支援を断ち切り、先住民部族を駆逐し

たいと考えていた。一方、イギリスとの貿易で利益を得ていた北東部の海運業者や貿易商は開戦に反対であった。しかし連邦議会内で多数を占める開戦派の前に存在感を失い、マディソン大統領も開戦派の勢いに突き動かされ、12年6月、イギリスに対し宣戦布告を行った。

戦闘は主に3つの地域(五大湖・カナダ戦線、大西洋戦線、南部諸州戦線)で展開された。この地域はすべて先住民諸部族の領地であり、彼らは英米両軍の戦闘に巻き込まれ、上述のように領土防衛のための戦いの中で虐殺もしくは強制移住を余儀なくされた。この戦争で、後に第7代大統領となるA・ジャクソンは、テネシーの民兵を率いて戦いに臨み、14年のフォート・ジャクソン条約でクリーク族から広大な土地を割譲させた。同じ年に勃発したニューオリンズの戦いでも、ジャクソンはイギリス軍を撃破し国民的英雄となり、その人気に支えられ南部軍司令官に就任した。18年にジャクソンは第1次セミノール戦争を起こし、クリーク族やセミノール族をスペイン領フロリダ半島奥地まで追撃し一掃した。それにより、後述するように19年のフロリダ併合への道がつけられた。英米の戦いは各地で一進一退の攻防が繰り返される中、1813年末から和平交渉が始まり、14年12月にベルギーのガンで講和条約が締結された。

2.4. 第2次米英戦争が残したもの——ナショナリズムと国民国家の構築

1812年から15年まで続いた戦争で合衆国は、イギリス軍の攻撃で首都陥落を許し、ホワイトハウスや議事堂に火が放たれるなど屈辱を味わった。しかし、以下の点においてこの戦争がアメリカの国家統合の歴史に与えた影響は大きかった。第1に、この戦争はアメリカ人の間にナショナリズムを生み出した。すなわちアメリカ人としての自覚と一体感を確立させた。第2に、独立以降国内消費物資の多くをイギリス製造業に依存していたアメリカは、戦争中にイギリスとの貿易が途絶したため、国内工業への投資が急増し、ニューイングランドを中心に工業、特に製造業と繊維産業が急成長し、経済的自立が確保されるようになった。アメリカ人の精神的自立とアメリカ経済の自立をもたらしたという点においてこの戦争は「第二の独立戦争」(齋藤眞、1975: 70)の役割を果たしたのである。第3に、

戦争中に武器の国産化や軍事組織の改革が進展し、参謀本部が創設されて国家防衛における職業軍人の役割が重要視されるようになった。油井によれば、この戦争はウェスト・ポイント陸軍士官学校やアナポリス海軍士官学校創設の布石となったのである。(油井、2008: 44) 連邦レベルでの軍事組織の確立は、西部への領土的拡張を進める際に生じる先住諸民族との戦いを勝利に導いた。第4に、先住民諸部族は戦争中イギリスと協力し合衆国と戦ったが、戦争終結後、イギリスは彼らへの支援を停止したため、先住民部族は弱体化の一途を辿る事になった。以降、合衆国政府は先住民諸部族との戦いを有利に進め、アパラチア山脈を越えて西方への白人入植者が急増した。第5に、戦争終了後、米欧間に安定した外交関係が生まれた。ヨーロッパではウィーン体制の下、列強間に勢力均衡が成立し、北米大陸に干渉する余裕がなくなった。その為アメリカはヨーロッパと一定の距離を置き、北米大陸内部への進出と開発に専念できるようになったのである。

3.1. 西方への領土拡張

第2次米英戦争の終結後、アメリカ人の目は北米大陸の内部へと向けられた。1820年にはこの地域の人口が242万人に達するなど、西部への大規模な移住が進み、インディアナ、イリノイ、ミズーリ、ミシシッピなど新たな州が誕生した。開拓の最前線であるフロンティアは西に移動し、それに伴い新たな入植地が西方に生まれた。この西方への領土拡張と移住の流れは1820年から1890年まで約70年継続した。資源に恵まれ、人口が少なかった西部には経済的、社会的成功を可能にする機会が無限に存在していた。そして連邦政府が管理する公有地では公有地条例や北西部条例によって公有地売却の方法や新たな州設立のための基本原則が定められ、本格的な西方への大移住が始まった。その結果、アパラチア山脈の西方に「西部」というセクション(地域)が新たに誕生し、合衆国には北部、南部、西部の3大セクションが出現した。そして3セクションの間には、連邦政府主導の下に道路や運河、鉄道などの交通・運搬手段の建設が進み、各々が相互に結び付けられ国家としての統合と発展を生み出した。

領土拡張の進展に伴い、マディソン政権は外交交渉による内陸部国境線の画定作業に取り組み、やがて英領カナダとの国境線やロッキー山脈以西のオレゴン地域についてイギリスと交渉し合意をみた。また当時フロリダ半島を領有していたスペインとの間でフロリダ併合について交渉を進める事が可能となった。以下、フロリダ併合と英領カナダとの国境画定のプロセスを検討してみたい。

3.2. 国境線の画定——フロリダ併合、英領カナダとの国境画定、そしてヨーロッパ勢力の駆逐と排除

フロリダは16世紀にスペインが占領して以降スペインの植民地となっていた。上述のようにスペインは1756年に勃発したフレンチ・インディアン戦争でフランス側につきイギリスと戦い、フランスがイギリスに敗北したため、1763年のパリ講和条約でフロリダはイギリスに譲渡された。その後アメリカ独立戦争に際してスペインはアメリカの独立を支援し、イギリスを敗北に追い込み、1783年パリ条約と並んで締結されたヴェルサイユ平和条約においてフロリダは再びスペインに返還された。

ちょうどこの頃、イギリスでは綿紡績機械の改良がなされ綿糸の大量生産が可能となり、原料である綿花需要が一挙に増加した。そのためイギリスは中国やインドだけでなく、西インド諸島やアメリカ南部からも綿花を輸入するようになった。それに伴い南部では奴隷制が復活した。こうした世界経済のネットワークの中で、南部プランテーションでは綿花栽培が活況を呈し始めた。綿花栽培を同じ耕作地で継続的に栽培すると土壌の質が低下するため、農民の間には新たな耕地を求めて隣接するスペイン領フロリダへと無断入植する者が増えていった。その結果、前述のようにそこに居住するセミノール族と土地をめぐる戦闘が繰り返された。さらに1800年代初頭から、ジョージアの白人とセミノール族の間で逃亡黒人奴隷の処置を巡って紛争が頻発した。合衆国政府はこの逃亡奴隷の逃亡先を絶滅させ、新たな領土拡張を目指してセミノール族への攻撃を開始した。第2次米英戦争で活躍したジャクソン将軍率いる連邦軍とセミノール族との間で1817年から18年にかけて第1次セミノール戦争が始まり、セミノール族

は制圧された。

アメリカ国内でフロリダ併合の要求が強まった事を受けて、1819年、モンロー政権はスペインとフロリダ購入の交渉を進め、アダムズ・オニール条約を締結した。その結果、①合衆国は500万ドルでフロリダを買収し、②1803年にフランスから購入したルイジアナの南西方面の境界線を画定させた。当時スペインはナポレオン戦争で自国領土をフランスに占領され国力が疲弊しており、植民地フロリダを維持する事は困難となっていた。

それに先立つ1818年、合衆国はイギリスと交渉を行い、英領カナダとの国境線(ウッズ湖から北緯49度に沿って境界線を引きオレゴンに至る北西の国境線)を画定させた。さらにロッキー山脈以西のオレゴン地域については、10年間英米の共同領有地とする事で合意した。

このようにモンロー政権は、一方でイギリス、スペイン両国と外交交渉を進め、国境線を画定する事でヨーロッパ列強による北米大陸への干渉を封じ込め、他方で国内の西漸運動を円滑に推進しうる環境を確保したのである。その結果、「合衆国はリスクを冒すことなく太平洋沿岸地域へと自国領土を拡大させるための布石を打つ事ができた。」(有賀ほか、1994: 274)

3.3. モンロー宣言——ヨーロッパ勢力の排除と北米大陸での「縄張り宣言」

1803年ヨーロッパではナポレオン戦争が勃発し、ヨーロッパ全土が混乱状態に陥った。08年にはナポレオン軍がスペインに侵攻し、首都マドリッドに迫る中、スペイン市民が各地で蜂起してフランス軍と戦闘状態に入った。本国の混乱に乗じて、スペインの植民地統治下に置かれていたラテン・アメリカでは、1808年から22年にかけて、チリ、グラン・コロンビア、メキシコ、ペルー等が次々に植民地からの独立を宣言した。かつてイギリスの植民地であったアメリカは、こうした国々の独立運動に共感を覚え、その独立を承認する姿勢を強めていった。

こうした情勢下、ヨーロッパ列強は1814年から15年にウィーン会議を開催し、ヨーロッパ諸国の自由主義とナショナリズムを抑圧し、革命以前の絶対王政の復活を目論む保守反動的な「ウィーン体制」を成立させた。

特にスペインは、オーストリアのメッテルニヒやロシア、フランスなど神聖同盟諸国の助力を得て、ラテン・アメリカ植民地の独立に干渉する政策を押し進めようとした。さらにアレクサンドル一世統治下のロシアは、南下政策の一環として、ベーリング海峡からアラスカ(当時はロシア領)に進出し、北米大陸の太平洋岸まで南下して、北緯51度線に至る地域の領有権を主張していた。オレゴン領有に関心を持つ合衆国政府は、北方から迫るロシアの動きに脅威を感じ、これを牽制し抑止する必要に迫られていた。

このようにヨーロッパ列強によるラテン・アメリカへの干渉やロシアの北米大陸への進出など合衆国を取り巻く国際環境は急速に変化していた。こうした状況下、第5代アメリカ大統領J・モンローは、1823年12月、連邦議会向け年次教書において、モンロー宣言を表明した。同宣言は、ヨーロッパ大陸の政治組織を西半球(南北アメリカ)に拡大しようとする一切の試みはアメリカの平和と安全に対する脅威であるとみなす事を前提に、①ヨーロッパ列強が南北アメリカ大陸に進出し、植民地を拡大しようとする行為を一切認めないという「非植民地主義の原則」、②ヨーロッパ諸国は西半球の問題に干渉すべきでなく、アメリカもヨーロッパの問題に干渉しないという「相互不干渉主義の原則」から成り立っていた。

ではモンロー政権が表明したアメリカ外交の基本原則は当時の国際関係の中で、どの程度有効かつ実現可能なものだったのだろうか? ヨーロッパでは、20年以上に渡って全ヨーロッパを混乱に陥れたフランス革命とそれに続くナポレオン戦争が終結し、1814年から15年にかけてウィーン会議が開催された。会議では正統主義という名の下に絶対王政を復活させ、ナショナリズムや自由主義的な運動を抑え込もうという方向へと話し合いが進んだ。そして大国の勢力均衡の下に、諸国間の問題は賢明なる外交によって解決を図る方針が確立された。その結果、戦争に彩られたヨーロッパの歴史の中に、その後1世紀に渡り「ヨーロッパ協調」という長期にわたる安定的な国際関係をもたらすことになった。この勢力均衡体制の下で実現した平和と秩序は、イギリスの balanサーとしての役割と、それを保障するイギリスの軍事的力、特に海軍力の圧倒的優位によって保障されていた。そして産業革命による卓越した経済力と軍事的力を背景にイギリスは

「名誉ある孤立」政策を追求し、ヨーロッパにおいて「パックス・ブリタニカ」という覇権体制を確立していた。この体制の下でヨーロッパ列強は、南北アメリカ大陸に干渉する余裕を持つ事ができなくなった。さらにアメリカとヨーロッパ間に存在する大西洋という自然の障壁が、ヨーロッパ諸国のアメリカに対する干渉を防止し、アメリカの安全を保障していた。この結果、アメリカはヨーロッパ列強の干渉を受ける事なく、北米大陸もしくは西半球において自国の覇権を掌握して国内開発と西方への領土拡張を推進し、北米大陸内部への進出と勢力拡大に専念できるようになったのである。合衆国がモンロー宣言を明らかにした背景には、一方で西半球からヨーロッパ勢力を排除しようとしつつも、他方で、アメリカ自身が西半球で覇権主義的な行動をとろうとする意思の存在を読み取る事ができるのである。つまりモンロー宣言は、合衆国がヨーロッパ列強に発した「北米大陸での縄張り宣言」ともいべき性格を有している点に留意する必要がある。

第2次米英戦争終結後、多くのアメリカ人は大西洋岸から北米大陸内部への進出に関心を持つようになった。その結果、合衆国の領土拡張の流れはますます加速化し、1820年代には合衆国内に居住する先住民諸部族に対し、強制移住政策が押し進められていったのである。

3.4. 先住民諸部族（インディアン）強制移住法

1828年、ニューオーリンズの戦いで国民的英雄になったジャクソンが第7代大統領に就任し、1830年5月には「インディアン強制移住法」が成立した。同法が成立した結果、ミシシッピ川以東に居住していた先住民諸部族にその領土を明け渡させ、彼らをミシシッピ川以西の土地（現在のオクラホマ州）に移住させる権限が大統領に付与された。ジャクソン大統領はその任期中に東部諸部族と多くの移住条約を結び、チョクトー族、クリーク族等多くの部族を自発的に西方に移住させた。全ての部族がこの法律に従った訳ではなく、1832年には北西部のイリノイ、ウィスコンシン地方ではサック族、フォックス族の連合軍と合衆国軍の間でブラック・ホーク戦争が発生した。また白人文明を取り入れつつあった南部の文明化五部族の抵抗も執拗を極めた。フロリダを中心に居住していたセミノール族は黒人

と協力して抵抗し、1835年から42年にかけて第2次セミノール戦争が勃発し、アメリカ側にも多くの犠牲者がでた。しかし、次第に政府軍の攻勢が強まり、先住民側は現在のオクラホマ州に設置されたインディアン居留地へと強制移住を余儀なくされた。

インディアン強制移住法は南部プランターたちの間で特に強く支持された。18世紀末の綿織り機の発明とイギリスにおける産業革命の進行により、世界的に綿花の需要が急増し、1820年代になると、南部の奴隷制に基づく大農園経営は新たな発展を辿る事になった。1840年代に綿花はアメリカの総輸出額の50%を越え、綿花栽培を中心に南部経済は発展し、奴隷制とそれに基づく大農園制が拡大していった。折からの綿花ブームにのって綿花の耕作地を求める南部プランターや自営農地の獲得・拡大を求める白人農民や土地投機業者は、先住民部族の即時移住を強く要求するようになった。当初は武力を用いず、彼らが要求を受け入れ自発的に移住するよう説得にあたったが、先住民部族の強い抵抗にあい、やがて強硬な手段で移住を強制するようになった。白人の文明化政策を受容し、キリスト教に改宗し英語を習得していたチェロキー族なども一律に強制移住を押しつけられ、オクラホマのインディアン居留地へと追いやられた。

第2次米英戦争終結後、ヨーロッパ列強による北米大陸への介入の恐れが少なくなったため、合衆国の西方への領土的膨張に歯止めがからなくなった。その結果、抵抗する先住民諸部族に対しては、あからさまで強引な方法で強制移住を断行する事になった。こうした領土的膨張は「明白なる運命」という論理で正当化されることになる。

3.5. マニフェスト・デスティニー (明白なる運命) と領土拡張主義

「明白なる運命」という言葉は、1845年のテキサス併合への反論として用いられたもので、ジョン・J・オサリヴァンが『デモクラティック・レビュー』誌に掲載した一文の中で初めて使われた。オサリヴァンは「年々増加する何百人ものわが国民の自由な発展のために、神が割り当て給うたこの大陸をおおって拡大してゆくという、われわれの明白なる運命の達成」(大下ほか、1989: 89)と述べているように、この言葉は合衆国の領土

拡張を「明白な神の意思」によって正当化する論理として、多くの人々によって支持され利用された。しかし、「その実態は西方への領土拡張という世俗的欲望を、キリスト教文明に基づく使命感によって美化・免罪するイデオロギー」であった。(富田、鶴月、佐藤、2017: 119) 19世紀後半には、テキサス併合、オレゴン併合、アメリカ・メキシコ戦争によるニューメキシコ、カリフォルニア、そしてキューバ、ハワイ、フィリピン等への進出を合理化するイデオロギーとして、民主、共和両党のスローガンに登場し、アメリカの人種的・文化的優越感に基づく帝国主義的進出を支え、それを神の名の下に正当化することになる。

広大な西部への間断ない人口移動は、豊かな農民層の増加、東部工業都市における恒常的な労働力不足、国内市場の形成をもたらしたが、自然を相手とするフロンティアでの生活が独立自営、相互扶助を中心とするアメリカ民主主義の誕生に貢献したといわれている。しかし、合衆国の領土拡張そのものが、先住民族インディアンの排除や殺戮、そして隔離を通じて彼らの土地奪取の過程で起きた出来事であったことは、決して忘れ去れてはならない歴史的事実である。

結びに代えて

ヨーロッパに対する孤立主義の確立ならびにイギリスとの安定的な関係を背景に、19世紀に入ると西方への領土的拡張は留まる所を知らぬ勢いで進んでいく。1803年に合衆国はフランスからルイジアナを1500万ドルで購入し、1819年にはスペイン領フロリダを500万ドルで購入することで、自国領土をさらに倍増させ、1820年までに合衆国を構成する州は独立時の13州から23州へと増大した。このようなアメリカ合衆国の西漸運動の背後にある領土拡張主義とそれを可能にした条件はどのようなものであったのだろうか？ これに対する答えを考える時、第2次米英戦争の前の時期と後の時期に分けて考察する必要がある。

建国から1812年戦争までの時期の合衆国は、いまだ人口も少なく、国家基盤が確立されていない弱小国家であった。また北米大陸にはイギリスやスペインなどのヨーロッパ列強がアメリカ周辺に植民地を持ち、フランス

も北米大陸への復帰をもくろんでいた。こうした状況下、合衆国政府はパリ講和条約とルイジアナ購入で獲得した領土の取り扱いについて、公有地条例や北西部条例を制定し、土地の売却や統治方式について基本方針を固めた。合衆国はヨーロッパ諸国とは異なり、獲得した領土を植民地化することなく、条件を整えば既存の州と同等の法的権利を与え、州として承認する方針を明らかにした。連邦政府がこの法律を制定することで、自分の土地の所有を希求していた一般のアメリカ人の西部への移住を促進させた事は明らかである。しかし一方で、獲得した領土に居住する先住民諸部族との間で土地を巡って武力対立が頻発し、連邦政府はその対応に苦慮していた。

その後、1815年に第2次米英戦争が終結し、アメリカの領土拡張に新たな弾みが付いた。1812年戦争を経験する事でアメリカは経済的・精神的自立を達成し、アメリカ人としての自覚(ナショナリズム)が国民の間に定着し、国民国家として新たなスタートを切る事になった。

連邦政府は、公有地売却方法を改善することで、資金を十分に持っていない入植者でも土地を購入しやすくした。1796年の公有地法では640エーカーあたりの競売価格は2ドルであったが、順次公有地法は改正され1820年の公有地法では、最小分譲単位は80エーカー、最低価格は1ドル25セントまで引き下げられた。また富裕な土地投機業者が土地の買い占めを行っていたため、資金力の無い開拓農民は土地を購入しないまま無断で不法に公有地に住み着いていたが、1841年に先買権法が制定され、無断で土地を使用していた者にも優先的に土地の払い下げがなされた。その結果、資金力のない者でも自分の土地を取得できるようになり西漸運動に弾みがついた。ヨーロッパでは人口が増加しても個々の農民が自らの意志で農地を拡大することはできなかったが、アメリカでは事情が違っていった。1820年代から多くのヨーロッパ移民がアメリカに到来したが、彼らはアメリカの地で自分の土地を購入し、独立自営農民として生きることが可能だった。自らの生活を自らの意志で決定し、生活を切り開く自由とチャンス求めて多くの人々は五大湖周辺や広大な西部地域へ進出し自営農民の社会をつくり上げていった。しかし独立宣言で示された自由や平等という普遍的

な原則は、白人には適用されたが先住民部族や黒人には適用されなかった。

さらに1812年戦争終結後、連邦政府により国内開発に向けた投資が行われ、内陸路と河川交通の整備・拡充、運河建設の推進と拡充が推進され、いわゆる交通革命が進展していった。その結果、西部への入植が容易になり領土拡張の流れが加速化していった。

さらにジャクソン政権の時に、インディアン強制移住法が制定され、先住民諸部族の強制移住とオクラホマの地に彼らを駆逐し隔離する強引な政策が連邦政府によって実施された。先住民諸部族との抗争の危険がなくなったため、人々の西部への移住に拍車がかかった。そしてこの強制的な手法を神の名の下の正当化する「明白なる運命」というイデオロギーが領土拡張を後押しした。

さらに国際関係に目を向けると、19世紀中葉イギリスの卓越した国力によって成立したヨーロッパの覇権体制の下、アメリカはヨーロッパの列強の干渉をうけることなく自国の安全を享受していた。こうした恵まれた国際環境を逆手にとってアメリカは北米大陸内部への領土拡張に専念できるようになった。連邦政府は北米大陸に植民地を持つイギリスやスペインとの間で国境画定のための外交交渉を行い、ヨーロッパ列強が北米大陸に介入するリスクを最小限にするよう努力した。しかし一方で、モンロー・ドクトリンが示唆していたように、合衆国はヨーロッパ列強に代わり、北米大陸を自らの「縄張り」にすべく急速に領土を拡張させてゆく。そして19世紀中頃以降、テキサス、オレゴン、ニューメキシコ、カリフォルニアへと止まる事なく領土を拡張し、やがてキューバ、ハワイへと進出し、アジア・太平洋国家の道を突き進んでゆくことになる。

謝辞

本稿執筆にあたり、佐野学園在外研究助成を頂いた。本稿はその研究成果の一部である。記して感謝の意を表したい。

参考文献

- 秋田茂(2012)『イギリス帝国の歴史：アジアから考える』中央公論社
池田智・松本利秋(2009)『早わかりアメリカ』日本実業出版社

- 秋元英一(1995)『アメリカ経済の歴史 1492-1993』東京大学出版会
- 有賀貞・大下尚一・志邨晃佑・平野孝編(1994)『アメリカ史1 17世紀~1877年』、山川出版
- 大下尚一・西川正雄・服部春彦・持田幸夫編(1987)『西洋の歴史 増補版: 近現代編』ミネルヴァ書房
- 大下尚一・有賀貞・志邨晃佑・平野孝編(1989)『史料が語るアメリカ 1584-1988: メイフラワーから包括通商法まで』有斐閣
- 鎌田遵(2009)『ネイティブ・アメリカン: 先住民社会の現在』岩波書店
- カミングス、ブルース(渡辺将人訳)(2013)『アメリカ西漸史: 『明白なる運命』とその未来』東洋書林
- 川島浩平・小塩和人・島田法子・谷中寿子編(1999)『地図でよむアメリカ——歴史と現在』雄山閣出版
- 貴堂嘉之(2019)『南北戦争の時代』岩波書店
- 紀平英作・亀井俊介(1998)『アメリカ合衆国の膨張』中央公論社
- 紀平英作編(2019)『アメリカ史上』山川出版社
- 齋藤真(1975)『アメリカ政治外交史』東京大学出版会
- 齋藤真(1981)『アメリカ史の文脈』岩波書店
- 富田虎男(1982)『アメリカ・インディアンの歴史』雄山閣
- 富田虎男(1979)『領土拡張期のアメリカ』——『概説アメリカ史』有斐閣
- 富田虎男・鶴井裕典・佐藤円編(2017)『アメリカの歴史を知るための63章』(第3版)明石書店
- 安武秀岳(1988)『大陸国家の夢』講談社
- 山岸義夫(1995)『アメリカ膨張主義の展開: マニフェスト・デスティニーと大陸帝国』勁草書房
- 油井大三郎(2008)『好戦の共和国アメリカ』岩波書店
- 和田光弘編著(2014)『大学で学ぶアメリカ史』ミネルヴァ書房
- Berkin, C., C. L. Miller, R. W. Cherry & J. L. Gormly (2008) *Making America: A History of the United States Volume 1: To 1877*, Seventh Edition, Stamford: Cengage Learning
- Cummings, B. (2009) *Dominion from Sea to Sea: Pacific Ascendancy and American Power*, Yale University Press
- Tucker, R. W. & D. C. Hendrickson (1990) *Empire of Liberty: The Statecraft of Thomas Jefferson*, Oxford University Press
- Weinberg, A. K. (1935) *Manifest Destiny: A Study of Nationalist Expansionism in American History*, Johns Hopkins Press
- Princeton Economics International (2019) *US Population 1776 - Date*, <https://www.armstrongeconomics.com/us-population-1776-date/> (2019年9月12日閲覧)